

2026年1月30日

各 位

東京都中央区日本橋浜町三丁目21番1号
株式会社建設技術研究所
代表取締役社長執行役員 西村達也
(コード番号 9621 東証プライム市場)
問合先 取締役常務執行役員管理本部長 松岡利一
電話 03-3668-4125

第三者割当てによる自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記のとおり、第三者割当てによる自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月20日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 59,500株（注）
(3) 処分価額	1株につき2,959円
(4) 処分総額	176,060,500円（注）
(5) 処分方法 (処分予定先)	第三者割当ての方法による (建設技術研究所従業員持株会（以下「本持株会」とい う。）)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく有 価証券届出書の効力発生を条件とします。

（注）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、最大値であり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、「従業員持株会向けインセンティブ制度（特別奨励金スキーム）」（以下「本スキーム」という。）に同意する本持株会の参加者資格のある当社の従業員（以下「対象従業員」という。）の数に応じたものとなります。「処分する株式の数」及び「処分総額」につきましては、確定次第速やかにお知らせする予定であります。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日付け「従業員持株会向けインセンティブ制度（特別奨励金スキーム）の導入について」においてお知らせいたしましたとおり、本日開催の当社取締役会において、対象従業員に対し、当社が発行する普通株式（以下「当社株式」という。）を保有する機会を創出することにより当事者目線、経営目線を持つことや株主の皆様と一層の価値共有を進めること、及び従業員各員の資産形成を支援することを目的として、当社株式の割当てのための特別奨励金（以下「本特別奨励金」という。）を支給し、本特別奨励金の積立をもって本持株会に当社株式を割り当てる本スキームの具体的な内容を決議いたしました。本スキームに基づき、本日開催の当社取締役会において、現在当社が保有する自己株式740,575株（2025年12月31日現在）のうち59,500株（約176百万円相当）を本持株会へ処分することを決議しました。

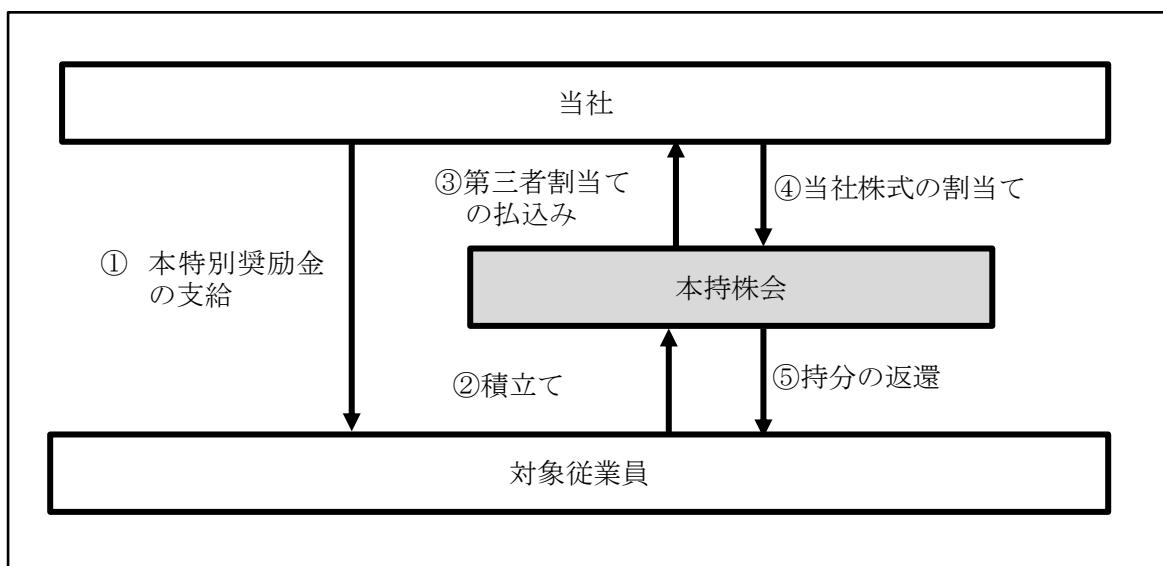
本スキームは、対象従業員に対し本特別奨励金を支給し、本特別奨励金の積立てをもって本持株会に当社株式を割り当てるものです。処分株式数につきましては、1. 処分の概要の（注）に記載のとおり、最大 59,500 株を本持株会へ処分する予定です。

なお、希薄化の規模は、2025 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 28,318,172 株に対する割合は約 0.21%、2025 年 12 月 31 日現在の総議決権個数 275,453 個に対する割合は約 0.22%（いずれも小数点以下第 3 位を四捨五入する。）と軽微であるため、本スキームの目的に照らして合理的であると考えております。

3. 本スキームの概要

本スキームにおいては、当社から本持株会に参加する対象従業員に対し、本特別奨励金を支給し、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して積立てこととなります。本持株会は、対象従業員から積立てられた本特別奨励金を取りまとめ、当社に対して払込むことにより、本持株会は当社株式の処分を受けることとなります。

本スキームの仕組みは以下のとおりです。



4. 処分価格の算定根拠及びその具体的な内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026 年 1 月 29 日）の東京証券取引所における当社株式の終値である 2,959 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

なお、この価額は、当社株式の東京証券取引所における当社取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間（2025 年 12 月 30 日から 2026 年 1 月 29 日まで）の終値単純平均値である 3,011 円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率は 1.73%（小数点以下第 3 位を四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、同直前営業日までの 3 か月間（2025 年 10 月 30 日から 2026 年 1 月 29 日まで）の終値単純平均値である 2,971 円からの乖離率は 0.40%、及び同直前営業日までの 6 か月間（2025 年 7 月 30 日から 2026 年 1 月 29 日まで）の終値単純平均値である 2,964 円からの乖離率は 0.17% とな

っており、特に有利な価額には該当しないものと判断いたしました。

本日開催の当社取締役会に出席した監査役4名（うち社外監査役2名）全員は、上記処分価格について、本自己株式処分が本スキームの導入を目的としていること及び処分価格が本自己株式処分に係る当社取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値であることに鑑み、処分先である本持株会に特に有利な処分価格に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しています。

5. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上